清代の華北農村における青苗会について

――嘉慶年間以降の順天府宝坻県の事例より――

小田則子

【要約】収穫期において作物の監視を行なう看青は、農作業の過程に関わって形成される農民の協力関係であり、その活動は、青苗会という団体によって運営された。清代における青苗会は、雇用労働者を使用する自営農及び安定的な家族経営農民を構成員の中心として、一つ或いは複数の「村荘」の範囲で組織された。青苗会は、農民が居住し耕作地が所在する区域において、作物監視の協力が行なわれるという点で、地縁的集団（「村」）の性格を備えていたが、また同時に、収穫時に組織されること、参加は農民の任意であり、看青が行なわれた土地の範囲も一円的でなかったという点で、特定の目的を遂行するために、必要な期間のみ成立する任意参加の集団（「会」）としての性格も備えていた。青苗会を組織して行なわれる団体的な看青は、十九世紀以降確認することができるが、清代の農村社会における青苗会の役割は、近代におけるそれとは異なるものであったと考えられる。

史林　七八巻一号　一九九五年一月

はじめに

清代の華北地域（直隷省南部から山東省に及ぶ平原地帯）には、収穫期において、農民が協同で作物の盗難を監視する「看青」と呼ばれる慣行が存在した。この看青の活動を運営した農民の団体が青苗会である。青苗とは、成長過程にある青い作物を意味するが、収穫前のものも含めて、広く農地にある作物を指している。

ここで取り上げる青苗会の活動は、華北農村にあって、最も広範囲な農民が参加した、農作業の過程に関わる協力関係

である。華北平原地帯の灌漑には、井戸及び泉水が使用された。これは数戸の農家が協同で使用する形態をとり、このため水利による協働作業は概して分散的であった。[1] また華北農村では、「帮工」「換工」（農繁期における農家相互の労働力援助）、「伙種」（労働力及び農具・家畜・生産資財などを農家が持ち寄り耕作する形態）などの協力関係が見られたが、これらも、二～三戸から数戸の農家が形成する小規模な結合に過ぎなかった。[2]

以上に対して看青は、一つ又は複数の「村荘」の範囲に居住し耕作地を持つ農民が参加する活動である。従って、農民が生産と生活を営むうえで取り結ぶ協同の関係に注目し、農村社会を形作った集団[3]を捉える場合、青苗会の活動は有力な手掛りとすることができるであろう。こうした農村を構成する集団の具体像を考察することは、華北における在地社会の仕組みと特質を理解するうえで必要な作業であると考える。

本稿では、開港の影響が及ぶ以前の華北農村を対象として、看青の活動と青苗会の存在形態について紹介し、農村社会を構成した団体の実態と在り方を検討したいと思う。青苗会の担当する業務が歴史的に変化し、差徭（県の経費の不足分として農村に科される金銭・労役）の徴収機関として県政府と関わっていく側面は、別稿に譲ることとしたい。

なお本稿では、清代における青苗会と看青の活動を述べるのであるが、近代における看青については、既に幾つかの研究が存在する。[4] 特に旗田巍氏は、『中国農村慣行調査』に見える看青の諸形態に従って看青の発展過程を考察し、そのなかで、近代以前の形態にも言及している。[5] 旗田氏は、個々の農家が直接に、或いは見張人と交渉して行なう初期的な作物監視の形態から、「看青会・青苗会等の団体をつく」ったり、村人全体が交代で看青するという集団的な活動へ変化したことを想定している。そして後者の団体による看青は、近代において農村が零落窮乏する過程で現われたと位置付けている。本稿では、旗田氏及び近代の諸研究が使用し得なかった同時代の文献資料を利用し、近代以前の看青の実態を検証してみたい。

以下の考察では、在地農村の基底部の実態を窺うことができる史料として、『順天府檔案』（中国第一歴史檔案館所蔵）を

使用することとしたい。[6] この史料は、順天府所属の州・県衙門の檔案を一括したもので、その約三分の二を占めるのは、宝坻県の刑房に残存した訴訟文書である。それらの訴訟文書のなかには、青苗会の運営と看青の活動の過程で提訴された案件が含まれており、その内容を通して青苗会と看青の実態を知ることができる。現存する文書は、主に嘉慶年間から宣統年間のもので、乾隆年間以前のものはきわめて少ないため、考察は嘉慶年間以降に限定される。

宝坻県は北京から東南東に約八十キロの地点に位置している。北京に比較的近接しているが華北平原北部の農村地帯であり、自然条件から見て対象地域の一般事例と見なすことができよう。[7] 以下、この宝坻県下における青苗会の活動を見ていくこととしたい。

① 森田明著『清代水利社会史の研究』第二部・第五章　国書刊行会　一九九〇。陳樹平「明清時期的井灌」『中国社会経済史研究』一九八三―四　など。

② 清水盛光著『中国郷村社会論』第三篇　岩波書店　一九五一。郭松義「清代農村〝伙種〟関係試探」『中国社会経済史研究』(厦門大学)　一九八九―二。

③ 清末から近代の華北農村社会を、在地の団体組織・社会集団に視点をおいて考察した研究としては、中村哲夫著『近代中国社会史研究序説』第四章・第七章　法律文化社　一九八四、佐々木衛著『中国民衆の社会と秩序』東方書店　一九九三、Duara, Prasenjit "*Culture, Power, and the State: Rural North China 1900-1942*" Stanford university press 1988 がある。これらの研究が描く農村の団体・集団は、①村落、宗族、水利団体、祭祀組織、②娯楽・金融などのための任意的な結合(会・合会)、③インフォーマルな社会集団(宗教結社)として整理することができる。本稿で言う農村社会の集団とは、在地のフォーマルな構成要素である①を指している。

なおこれらの研究の論点は、農村の市場圏とその他の団体との関連(中村)、農村社会の「文化的」統合の在り方(ドアラ)、①③の集団の結合が持つ共通性(佐々木)と異なっているが、宗教・娯楽に関わる集団、宗族、農村市場の領域に重点があり、青苗会のような生産過程と関わる団体・集団への言及は十分ではない。

④ 平野義太郎著『北支の村落社会』第七章　慣行調査報告　一九四四、福武直著『中国農村社会の構造』(著作集九)第二部　東大出版会　一九七六、旗田巍著『中国村落と共同体理論』第五章・第六章　岩波書店　一九七三、内山雅生著『中国華北農村経済研究序説』第四章　金沢大学経済学部研究叢書四　一九九〇、原洋之介「村落構造の経済理論―共同行動の経済学的説明の方向について―」『アジア研究』二一―二　一九七四。

近代における諸研究では、看青という農民の協力関係を、農村における地縁的団体(「村」)の存在を反映したもの(福武氏、旗田氏)、或いはその内部における緊密な結合(「共同体」的な結合)を示す活動(平野氏)と把握している。また内山氏は、搭套(家畜と農具の貸

し借り）、打更（夜警）、看青などの農村における様々な協力関係から、「村」団体の実状を考察する努力を重ねている。しかし、看青の協力関係の背後にある集団・団体の特質について、なお積極的な見解の形成は見られないように思われる。これは、旗田氏が「従来考えられたような村落共同体ではない」と慎重に結論を保留し、また内山氏が「協同関係」という表現に止めていることからも窺われよう。

本文中で述べるように、清代の看青は「村荘」そのものではなく、青苗会によって運営された。本稿では、この青苗会の組織に注目し、在地農村で活動した団体の特質を考察していきたいと思う。清代の看青と青苗会を考察することは、近代の農村団体（「村」）の前提を考察することに関わるものと思われる。

⑤ 前掲旗田著　第五章。

⑥ 『順天府檔案』の由来と所蔵状況については、中国第一歴史檔案館編『中国第一歴史檔案館館蔵檔案概述』一七七―七八頁　檔案出版社　一九八五　参照。なお『順天府檔案』の史料的性格については別稿を準備中である。Huang, Philip C.C. "*The Peasant Economy and Social Change in North China*" Stanford university press 1985 は『順天府檔案』を初めて利用した研究であり、在地研究における地方檔案の有効性についても触れている（第二章）。

⑦ 宝坻県では、一九三六年に、南満州鉄道株式会社の冀東地区農村実態調査班による農村調査が行なわれている（『冀東地区十六箇県県勢概況調査報告書』一九三六、『冀東地区内農村産業特別調査報告』一九三六）。

一　清代嘉慶年間の宝坻県における青苗会

一九四一年に行なわれた河北省順義県内の調査では、青苗会の起源を「非常に古い」と述べている応答がある。① また乾隆年間の山西省潞安府鳳台県では、「数家合して一人を雇い、草舎を田中に結びて以て之を巡瞭し、之を看青と謂う」と、作物の協同監視の習慣があった。② しかし乾隆年間までの作物監視の実態は、なお不明確である。

宝坻県下において青苗会の存在を示す最も早い史料は、管見のかぎりでは、嘉慶十六年八月に好礼里雙王寺に住む農民蔡其祥が知県に提出した次の訴状である。

i 情縁。身庄〔好礼里雙王寺〕、麦□□□□に逢う毎に、議して青苗会を立て、人を僱いて禾稼を管看せしめ、以て偸窃の禍を防ぐ。去歳の大秋、其れ曹士礼□□□□を偸むに因りて、看青人丁兆熊等に拿獲せらる。劉元善の説合を経て、身等の青苗会の内において、議して伊に東銭六千を罰す。劉元善保を作すに係ると雖も、伊今に至るも分文も未だ給さず。……③

これによれば、好礼里雙王寺では青苗会を結成して看青人（作物の監視人）を雇い、作物の盗難を防いでいたことがわかる。看青人に捕えられた者に対しては、青苗会が罰金の支払いを定めていた。この史料には、すでに集団的な看青の活動が示されている。

また次の呈状でも、嘉慶年間の農村において協同で作物の監視が行なわれていたことがわかる。

ii切。身庄〔好礼里莊頭庄〕、今歳の秋成において、楊永寛・高奇の二人を僱いて、禾稼を管看せしめ、以て偸窃を防ぐに係る。昨に本月〔嘉慶二十年八月〕初二日、身の僱工藍振、下地して秫稭を套ねるに、朱姓の地内の高粮三百余穂を偸窃す。綑て二綑有り、背にして身の家に至り、存放す。初四日に至り、看青人楊永寛等、査知するを経て、身の家従り高粮穂の綑を将て拿去し、朱姓に賠還す。其の事已に完れり。……④

好礼里莊頭庄では、収穫期に二人の看青人を雇い作物の監視を行なっていた。呈状を提出した曹天錫の僱工藍振は、朱姓の高粱を盗み、雇い主の曹天錫の家に放置した、看青人はこの盗難を査知し、曹天錫の家から藍振の盗んだ高粱を押収して朱姓に返したという。

いま一つ事例を見ておこう。尚節里樹児窩でも農民と青苗会首（看青を運営する世話役）が収穫期に看青人を雇い作物の監視を行なっていた。

iii切。今歳の秋成において、庄衆・青苗会首、身〔看青人張永寧〕の老誠なるに因りて、身を倩いて禾稼を看管せしむ。〔嘉慶十七年〕八月十三日に于いて、意せずして会首劉茂枝の地内の秫稭、人に二十個を窃去せらる。劉茂枝の子劉玉公自ら行きて訪ね、此の柴、郭玉の地内に在るを認む。身即ち会首呉煥章を邀同し郭玉を問及せり。……⑤

この呈状は看青人から提出されたものであるが、盗難が発生した場合の青苗会首及び看青人の活動の様子を知ることができる。劉茂枝の畑から盗まれた高粱の茎が、郭玉の畑に在った。看青人張永寧は会首呉煥章とともに容疑者の郭玉を尋問している。

以上のように、嘉慶年間の宝坻県下の農村では青苗会が結成され、収穫期に看青人を雇い、協同で作物の監視活動を行なっていたことを確認できる。作物の盗難が発生した場合、看青人或いは青苗会首が犯人を捜索し（ii・iii）、罰金の支払いを定めたり、作物を賠償したりした（i・ii）。

表Ⅰは、宝坻県刑房檔案に含まれていた青苗会及び看青に関する訴訟案件を、時代別に集計したものである。嘉慶年間から同治年間まで、九十八包（約二千二百件）の史料が残されており、そのなかに、青苗会と看青に関わる訴訟を九十八件見いだすことができた。これらの訴訟の内容は、a青苗銭（看青のための分担金）の着服など青苗会の運営の不正を訴えたもの（四七件）、b作物の盗難を訴え賠償を請求したもの（三二件）、c看青人の横暴を訴えたもの（一六件）に大別されるが、いずれも農村における青苗会の存在と看青の活動を反映している。

表Ⅰを見てみると、残存する史料全体と比較した嘉慶年間の訴訟件数は、すでに道光年間とほぼ同数である。すなわち、嘉慶年間の青苗会の活動は、既に道光年間と同程度に行なわれていたと考えることができるだろう。咸豊年間に一時、関連訴訟件数の割合が低下するが、この時期には、先に示した訴訟の内容（a・b・c）のなかで、a青苗会の運営の不正を訴えたものが相対的に増大しており（道光年間では全体の二六%、咸豊年間では三八%）、全体的な数値の低下が必ずしも青苗会の活動の低下を示しているわけではないと考え

〈表Ⅰ〉 青苗会と看青人に関する訴訟件数

時　代	件数（件）	残存史料全体の訴訟件数（包）1)	一包当たりの関連訴訟件数（件）
嘉慶(乾隆)2)	17	17.5 3)	0.97
道光	46	48.5	0.92
咸豊	8	15	0.53
同治	28	17.5	1.6
合　計	98	98.5	—

史料：『順天府檔案』八七～二三一（光緒，宣統年間は除く）

1) 1包に含まれる案件の数は一定しない。今，『順天府檔案』目録の第200包から第209包に記された案件の数を示せば，以下のようになる。第200包＝40件，第201＝25件，第203包＝32件，第204包＝24件，第205包＝15件，第206包＝31件，第207包＝45件，第208包＝30件，第209包＝20件。また第197包から第231包までの1包当たりの平均値は，27.3件である。従って1包に含まれる案件は20～30件と見当をつけることができるだろう。

2) 乾隆年間の案件はきわめて少ない。

3) 1包のなかに二つの年代，例えば嘉慶年間と道光年間の案件が混在しているものがあり，その各々の具体的な件数，或いは比率については知り得ないため，各年代について0.5と数えて算出した。

られる。

次章では、以上の青苗会の活動についてさらに具体的に考察していきたい。

① 『中国農村慣行調査』(岩波書店　一九五二―五七) 第一巻五九頁。また七六頁にも「青苗会は何時頃まであったか‖よくわからぬが、清朝時代にはあったろう」とある。

② 『清朝経世文編』巻三六　李兆洛「鳳台県志論食貨」。

③ 『順天府檔案』第一二一包「嘉慶十六年八月　具稟民人蔡其祥」この史料は欠字を含むため、次に原文を掲げる。

情緣。身庄毎逢麦□□□、議立青苗会、雇人管看禾稼、以防偸窃禍。因去歳大秋、其曾士礼偸□□□、被看青人丁兆熊等拿獲、経劉元善説合、身等青苗会内議罰伊東銭六千。雖係劉元善作保、伊至今分文未給。

欠字部分の内容は、次の史料に準じて解釈できるものと考えた。

切。身庄毎逢禾稼成熟、経首事人按地畝攤銭、雇人看青。如有失少、係看青人賠償。(『順天府檔案』第一二七包「道光二五年八月　具呈民人李枝盛」) 切。身庄毎届秋成之際、公立青苗地規、秋収後、按畝攤摯公費、其来已久。(『順天府檔案』第二三〇包　同治年間　具呈首事人李永・何文魁・孟顕宗・劉永発・楊成徳・張万和・韓桂林・王天来・李徳魁・田徳安)

切。身庄設立青苗会、僱工人王禄・王士泰、看守地内禾稼。前有翟家深子庄王三禿偸窃身庄圏内穀黍等穂、将伊拏住議罰。(『順天府檔案』第一四〇包「同治十年七月　具呈首事人厲純如・仇文儒・王義・仇文興」) 切。今歳秋成、身庄係与苑家庄・左家庄公同議立青苗地畝賬、各庄一本、僱人管看禾稼、以防偸窃。……於本月二十四日、身地内糜黍成熟、不意被馬鐸・孫秉志偸窃去有一畝、已経看青人獲住、交経管地畝賬人、議罰東銭八吊・糜黍八斗。有王君笙・李厚美作保可証。竟不向身聞問、及身将(経管地畝賬人)葉宗・馬鉉・劉国才・史九・楊天喜・(看青人) 馬春齢・馬全・史二・楊四合找在一処理論。奈伊等言三語四、互相観望、均皆推諉、不認賠償。(『順天府檔案』第一三〇包「道光四年七月　具状正白旗人馬錦」)

以下『順天府檔案』の引用箇所は、順天府一三〇のように示す。

④ 順天府一二二「嘉慶二十年八月　具稟民人曹天錫」

⑤ 順天府一二二「嘉慶十七年八月　具稟民人張永寧」

二　看青の活動から見た青苗会の性格

本章では、看青の活動が運営される過程を具体的に考察し、合わせて農村団体としての青苗会の特色を検討していくこととしたい。

まず、青苗会が組織される様子から見てみよう。青苗会の結成については、前章の史料iiに「庄衆・青苗会首、……身(われ)

を僱いて禾稼を管看せしむ」とあった。居仁里陳家庵庄での青苗会の設立の様子は次のようであった。

> 切。身庄、秋成の際に届く毎に、青苗の地規を公立す。……昨に〔同治年間、年月不明〕初四日に於いて、庄衆公議して、本庄の廟内に在りて酒飯を備辦し、青苗の地規を公立す。①

ここでは「庄衆」の「公議」によって青苗会が組織されたことがわかる。また和楽里侯家庄の看青人芮才によれば、「今歳の大秋において、身庄の〔青苗会首〕謝俊・王漢武・王誠義・高茂林等、身をして身庄の青苗の地畝を管看せしむるを公議す」②とあり、「青苗会首」の「公議」によって看青人が決定されている。このように「庄衆」或いは「青苗会首」が「公議」して、看青の活動は組織された。

青苗会が組織されるのは、先の史料に「秋成の際に届く毎に、青苗の地規を公立す」とあったように毎年収穫期であった。看青の活動が行なわれる期間は、大秋（秋の収穫）の約二ヵ月と麦秋（初夏の収穫）の約半月とされた③。この期間、農民は他人の農地に立ち入ることはできなかったが、中秋（農暦八月十五日）、又は霜降（農暦九月）後には「青苗開圏」となり、圃場内で自由に作物稈や落穂を拾うことができた④。

二十世紀の農村調査によれば、農村で組織される様々な会・団体（会員の間で金銭を積み立てる掻会、葬式の費用を融通しあう白礼社、信仰団体である泰山香会など）のなかで、看青の活動は、村廟の祭礼とともに、毎年定期的に行なわれるという持続性を持っていた⑤。

青苗会の活動の中心は看青であったが、他に高粱の下葉を取る期間を決めること、畑の中を荷車が通り作物が破損するのを防ぐことなど、作物の保護全般が含まれていた⑥。こうした作物の保護を目的とする団体は、青苗会以外にも見いだすことができる。清末の山東省城武県には「撈青会」という「牛羊が田禾を践食する」のを防ぐ会が、同省河沢県には「看綿花会」という綿花の盗難を防ぐ会があったと報告されている⑦。

さて、看青の運営に話を戻そう。作物の監視活動を運営したのは「青苗会首」「青苗首事」「青苗の地畝を経管するの

人」と呼ばれる世話役である。彼らの仕事は、a看青人を雇用すること、b運営の経費となる「青苗銭」を徴収すること、c作物を盗んだ者の処罰と盗難の被害を補償することであった。以下、この順序で青苗会の活動の様子を見ていこう。

a　看青人の雇用

看青人の雇い入れは、会首・首事人が協同で行なった。尚節里馬各庄と新安里竇家橋庄の九人の青苗首事人たちの呈状には、「身等首事に係属す。〔青苗〕会を立て人を僱いて看守せしむ」[8]とある。また興保里八門城では、世話役が公議して看青人九人を決定している。

> 今歳の大秋、青苗の地畝あるに因りて、職、本庄の辦公事人周会三・劉美中・李光国・孫沢安等と同に、職庄の馬天章・馬俊如・劉万栄等九人に看青せしむるを公議す。業已に議定して、合同を立有し、〃青苗を攪看せしむ〃の字拠あり。[9]

この史料では、雇用に当たって看青人と契約書を交わしたことがわかる。また、前章の史料iiiでは、看青人張永寧は、庄衆と青苗会首によって雇われたと述べていた。看青人の雇用は、青苗会・青苗首事人が協同で行なったが、庄衆の意向を含んだものと考えられていたと見られる。

看青人となるのは、傭工や農村の貧民であった。[10]看青人の仕事は「素本より土匪にして、巡青を以て業と為し、家に寸壠無し」[11]、「並べて正業無く、素より看青を行なう」[12]などと軽蔑を込めた表現で述べられている。また看青人の横暴を訴える訴訟は各時代にわたって見られる（嘉慶年間三件、道光十件、咸豊一件、同治二件）。近代の看青に関する研究が指摘する、腕力のある農村の貧民という看青人の性格[13]は、清代にも共通している。

b　青苗銭の徴収

看青人を雇う費用は、耕作地の多寡に応じて農民から徴収された。例えば、務本里彩家舗庄の青苗会では、「身庄、禾

稼の成熟に逢う毎に、首事人、地畝を按じて銭を攤つるを経て、人を雇いて看青せしむ」と首事人が看青の経費を割り当てた。[14] 好礼里大藍各庄の青苗会でも、「身庄、歴年の秋間において、地畝を按じて銭を拿り、人を僱いて地畝の禾稼を看守せしめ、以て偸窃を防ぐ」と、経費を徴収して看青を行なっていた。[15]

この分担金は「青苗銭」「青銭」と言い、一畝当たり、銅銭の場合五十文前後、穀物の場合は粮三合から一升であった。[16] 集めた費用は「看青工銭」（看青人を雇用する費用）及び「飯銭」（宴席の費用）に充てられたが、こうした青苗会の会計収支をめぐってしばしば着服や不正使用の訴訟が起こされている。[17]

青苗銭を徴収するもととなったのは、「青苗地賬」「青苗公賬」と呼ばれる帳簿である。作物を協同で監視する農民は、毎年村廟でこの帳簿に看青を受ける土地面積を記入し、青苗会の活動に参加した。[18] 青苗銭はこの帳簿をもとに、収穫後に徴収された。[19]

青苗地賬への記入と青苗会の活動との関わりを示す事例を挙げよう。好礼里小藍各庄の旗人馬錦は、経管地畝賬人らの世話役と看青人が、盗まれた黍一畝分を賠償しようとしないと訴えた。[20] この馬錦の呈状に対して経管地畝賬人楊天喜・史九・劉国才等は、次のように反訴している。

> 情縁。禾稼成熟せし時、人の窃取するを恐れ、原より身等、地有るの家に知会て、地を将て〔青苗地〕賬に写かしめ、畝を按じて銭を出ださしめ、人を雇いて看青するに係る。……並べて馬錦の糜黍を偸窃するの情事無し。再に馬錦の地畝、向に衆に随いて〔青苗地〕賬に入れず。伊、地内の蓋盖の小房一間に在りて、自ら人に看守せしむるを行なう。〔作物の〕失少の有無、身等と何ぞ干らんや……。[21]

これによれば、馬錦は地賬に記入しておらず、彼の作物の盗難は青苗会の活動と関わりないと述べている。また馬錦は独自に作物の監視を行なっていたとされている。この事例では、看青への参加は、地賬に記入し青苗銭を支払うことで示され、農民の任意であったことがわかる。

c　盗難に対する賠償と処罰

青苗会の最も重要な仕事は、作物の盗難が発生した場合、犯人を見つけ被害を補償することであった。作物を盗まれた農民は、看青人と青苗会に訴えた。[22]

作物の盗難に対しては、青苗会乃至は世話役・看青人が協同で賠償する場合と、看青人が直接被害者に賠償する場合が見られる。まず前者の事例を挙げよう。尚節里邸家舗庄では「如し禾稼の丢失する有らば、〔青苗〕会中において包賠す。各所皆然り」[23]とされていた。好礼里藍各庄の寡婦劉孟氏の農地から「穀子八十個」が盗まれた一件では、「牌頭馬大併・楊五白等説合し、経管青苗地畝人趙盛公併びに看青人等をして、〔劉孟〕氏の家の穀子一石を包賠せしむ」[24]という解決となった。また後者の事例としては、好礼里大藍各庄の農民劉恭は、「如し査して〔作物を盗んだ犯人が〕何人に係るやを究出せざれば、看青人、数に照らして賠還す。是の如きは其の来るや已に久し」[25]と主張している。好礼里小趙各庄の看青人張万良は、「身等看青に受雇せらる。凡そ庄衆の人の〔青苗地〕賬の地畝における禾稼の失少、如し偸窃の人を査出せざれば、原より賠還に応ず」[26]と述べている。

これらの事例では、青苗会、世話役、看青人によって作物の賠償が行なわれており、青苗会という団体自体が賠償の主体となっているとは、必ずしも言えない。

作物を盗んだ犯人に対しては、青苗会首・経管青苗地畝人など世話役が「合議」して罰金を定めた。[27]この処罰は村廟で行なわれた。例えば、黍を盗んだと嫌疑を受けた傭工の王玉奇は、次のように看青人と経管青苗地畝人を訴えている。

後に伊等〔看青人崔光遠等三人〕、身を将て掫りて廟に進み、明柱に在いて綑ること一夜たり。十一日の早晨に至りて、其れ〔経管青苗地畝人〕崔純年・何興業、同に廟内に至り、議して身に東銭一百吊を罰す。[28]

王玉奇は、村廟の柱に一晩縛られ、罰金を言い渡されたと述べている。

こうした処罰や賠償は、在地において青苗会の内部で行なわれたと考えられる。嘉慶年間から同治年間までの約八十年

間に、宝坻県全体で提訴された作物の盗難及び処罰と賠償に関わる訴訟は、三二件であった。この数字は、農村で実際に発生した盗難の多くが、提訴以前に在地で解決されていたことを示しているだろう。[29]

しかし罰金の支払いや賠償について、青苗首事・経管青苗地畝人らの世話役が、完全な執行力を持っていたとは言い切れない。先の三二件の案件のなかには、青苗首事及び看青人の側から、青苗会が定めた議罰や賠償に従わない農民を相手取って訴えた訴訟を、八件見いだすことができる。例えば、尚節里邵家舗大庄の看青人劉福の呈状では、「今伊〔邵君栄〕の妻商氏、袁姓の地内の綿花を偸拾するも、伊議罰を允めず、反りて逞兇を行なう。此が為に情急なれば案に赴けり」[30]と議罰に従わない祁君栄と商氏を訴えている。また新安里竇家橋庄等の九人の青苗首事人は、「李劉氏、寡婦に仗恃し、慣賊と勾串して同に偸み、罰束に遵わず、反りて首事を罵り青苗会の事を攪乱す」[31]と、黍を盗んだ寡婦李劉氏が青苗会の処罰を遵守しないことを呈状で述べている。このように、議罰の執行は青苗会の内部のみで完結するとは限らず、青苗首事・経管青苗地畝人らの世話役が、県政府に訴えねばならないという一面も存在していた。[32]

以上、看青の活動を具体的に検討してきた。これまでの考察から次のような青苗会の特色を指摘することができる。まず第一に、集団的な監視活動への参加は、青苗地賬への記入によって示されるという任意性を持っていたことである。即ち、農民は居住地域などによって自動的に青苗会の成員となったのではない。第二に、青苗会における処罰は主に罰金であり、犯人を地域から追放するような制裁は見られないことである。これは処罰の目的が作物の補償にあり、青苗会の集団を維持するものではなかったことを示していよう。これらの特色は、青苗会が看青という実務的な機能で結びついた団体であったことを現わしている。

それでは、こうした農村団体はいかなる農民層によって構成されていたのだろうか。また、在地農村でどのような広がりをもって存在していたのだろうか。以下、三章・四章で検討していきたい。

① 順天府二三〇「同治年間　具呈首事人李永・何文魁・孟顕宗・劉永発・楊成徳・張万和・韓桂林・王天来・李徳魁・田徳安」

② 順天府九七「道光二年七月　具呈民人芮才」

③ 平野義太郎「支那農村における偸盗荘稼」『法律時報』一六―七　一九四四。

④ 順天府二一八「道光一九年九月　具状民人王可齢」
切。身於九月初九日、身下空地拾柴、遇有〔看青人〕王連升、硬頼身拾柴係留查〔楂〕、身与伊理較、本係乱柴、並非留查〔楂〕。……身又云青苗之地業已開圏、何得攔阻身在地拾柴。不料王連升、将身髪辮揪住捺倒。

また註③平野論文参照。次の事例は、綿花の盗難を防ぐため、一定の期間を定めて綿花稈を収抜したことを述べている。

順天府一九八「嘉慶年間　具稟請息、生員王振東　民人白鳳先」
縁。大蘭各庄地畝収抜綿花柴、歴係以寒露節気之期大衆一斉収抜、以杜拾庄稼人偸窃綿花核、旧有程章。

⑤ 中華民国司法行政部『民商事習慣調査報告録』一九三〇　七七七頁・七八七～七九〇頁では、揺会、紅礼会、板社、泰山香会などを記す。廟の祭礼については、旗田巍「廟の祭礼を中心とする華北村落の会―河北省順義県沙井村の辦五会―」小林弘二編『旧中国農村再考―変革の起点を問う―』アジア経済研究所　一九八六　参照。

⑥ 高粱の葉の採取については、順天府二〇九「道光二十七年三月　具状民人安士傑」
切。身与本庄徐顕公係経管青苗地畝首事。去歳六月、因雨後地湿、苗未長成、公議七月方許劈打苗葉。惟趙起不服議約。

圃場内の作物の保全については、順天府二一二「道光三十年十二月　具稟快頭陳友順等」
切。奉票伝、権福永控看青人蓄開主、硬頼伊兄軋損地内禾稼、将伊兄権福栄殴傷等情一案、訊究等因。

⑦ 前掲『民商事習慣調査報告録』二三八―二三九頁。

⑧ 順天府二二八「同治六年八月　具呈青苗首事人段奎・田禄・李兆祥・劉占良・薄興・劉徳新　住尚節里馬各庄　曹瑞生・張傑・楊恵　住新安里窰家橋等庄」
切。……身等係属首事、立会僱人看守、公議如有無知男女以及孩童、赴地偸窃禾稼、送会議罰。於本月初一日、有東馬各庄李劉氏卒領田永洪之女、在劉徳懿地内掐掇蔴黍、各蔵籠匿之内、彼経看青人朱環・劉永先・李伴等拿住、送至廟内、経身等秉公議罰。……

⑨ 順天府二一五「道光七年七月　具状職員朱自信」

⑩ 第一章註③順天府一四〇「同治十年七月　具呈首事人厲純如・仇文儒・王義・仇文興」参照。
順天府二〇〇「嘉慶二十年八月　具稟和楽里郷保張立年」
切。身住居五登庄、有本庄土匪王士魁、素不安分、今歳倚恃巡青苗稼、肆意妄為、更難枚挙。……

⑪ 順天府一六三「道光二四年九月　具呈民人姜文仲」

⑫ 順天府一六二「道光元年二月　具稟民人陳会公」

⑬ 前掲旗田著　一九七頁、二〇三頁、二〇九頁。

⑭ 順天府一二七「道光二十五年八月　具呈民人李枝盛」

⑮ 順天府一二四「道光二年八月　具状民人劉恭」
切。身庄歴年秋間、按地畝傘銭、雇人看守地畝禾稼、以防偸窃。如有丢失禾稼之家、即告知看青人、与管青苗賬人公同査訪偸窃之人、一経査出、即議罰偸窃之人。如査不出究係何人、看青人照数賠還議明。如是其来已久。……

⑯ 順天府一〇〇「道光二五年九月　具呈民人許広徳」
……身経管京都工部匠人起租之地共五頃、孫家庄佃戸分種一頃八十畝、毎畝攥糧三合、入孫家庄地畝賬。……下有地係入圏子庄地

賬、……毎畝攤糧一升。

また、第四章註⑫、註⑲参照。

⑰ 順天府一〇〇「道光二五年五月　具呈民人許広徳」

切。……今歳伊等共攤要糧二十一石、共合売価東銭三百四十六吊五百文、内除看青人工価東銭一百吊、又除辦青苗会事飯銭五十吊、下余銭文、伊等呑肥。並不交郷保辦差。……計開、陳二即陳守貴、道光二十一年起接管青苗公事。道光二十一年、在庄攤糧五十二石五斗、売東銭六百三十吊、除看青工銭一百吊・飯銭五十吊、共存銭四百八十吊、此銭係遅張顕公欠賬。

⑱ 順天府一〇〇「道光二十五年七月　具呈民人李兆起」

切。身前因向去歳経管青苗地畝人王伸・呂大用、商議今歳大秋身巡看青苗地畝。伊等推諉未久〔允〕。昨於本月初八日、身至本庄娘娘廟内、開写身家所種地畝、入青苗公賬。

⑲ 順天府二〇九「道光二七年三月　具呈職員安士傑」

縁。徐顕公等管理青苗事務、所有一切襍項需要銭文、倶応伊等先行借墊、俟秋後、按地畝核計攤還。……

⑳ 第一章註③順天府一三〇「道光四年七月　具状正白旗人馬錦」参照。

㉑ 順天府一三〇「道光四年七月　具状旗人馬鉉　民人楊天喜・史九・劉国才」次の事例も、看青に参加する場合、青苗地賬への登録と青苗銭の支払いが必要であったことを示している。

順天府一二七「具稟務本里郷保黄宝善　八戸庄首事人張従礼・孫旺・潘玉安・潘玉文」

切。……査李枝盛即李枝茂、伊之地畝、向不入青苗帳、亦不出地畝青銭。身等確切査明。李枝茂地内蘑子、未歩失一穂、実係与伊夥度伊胞姪李狗割去。現有伊左隣張福泰眼見可証。

㉒ 註⑮、註㉙参照。

㉓ 順天府一〇三「同治三年七月　具呈民人方永安」

㉔ 順天府九八「道光二年八月　具稟婦劉孟氏」

㉕ 註⑮参照。

㉖ 順天府九八「道光二年八月　具稟民人張万良　住好礼里小趙各庄王国・劉天謂　住大蘭各庄」註⑭も看青人が盗難の賠償をしている事例である。

㉗ 註⑥参照。

㉘ 順天府一三二「道光六年七月　具呈民人王玉奇」

村廟での処罰の事例としては、順天府二三一「同治八年九月　具呈民人楊応富」

切。……身工人方均楫、赴地看守綿花、至初更時分、有楊庄楊応美、偷身地内綿花、被身工人方均相獲住、将綿花交与、看青人朱起祥拿住廟内、与青苗会首楊応堂、宗徳木議罰。

㉙ 順天府二一〇「道光十八年八月　具呈民人張栄五」

情縁。身有承種河套地内、有已棚秫稭四十五個。於本月初九日、身子張立赴地拉運、見秫稭短少二十五個。身子告知経管青苗地畝人趙旭東・張慕韓、伊等着身子找看青人高義亭査詢、身子随即找高義亭詢問。伊直認不賴、口称賸少。身子与其理論、伊勢欲逞兇、身子隠忍回家。不料伊羞悩成怒不依、随後伊手持石塊、同伊妻找至身家訛賴逞刁。……身彼時即欲赴案喊冤、経首事人趙旭東等勧阻、云称定着高義亭照原数賠補秫稭、又胞叔於是日病故、是以未赴案具控。孰意高義亭呈無干証、反行捏控、茲奉票伝、理合訴明。……

この事例では、看青人が賠償に応じなかったことが原因で訴訟に及んだが、それ以前に経管青苗地畝人が解決をはかろうとしている。

㉚ 順天府一二四「道光年間　具呈民人劉福」

㉛ 順天府二二八「同治六年八月　具呈青苗首事人段奎・田禄・李兆祥・劉占良・薄興・劉徳新　住尚節里馬各庄　曹瑞生・張傑・楊恵　住

新安里資家橋等庄」

㉜ 次の事例も、経管青苗地畝人の側から賠償に応じない農民を訴えたものである。順天府一二九「道光四年七月　具状人朱自身・劉美忠・孫沢安・李国光・周会三・王茂庭・林徳鵬　住興保里八門城」

切。身庄劉漢籌収割伊地禾稼、為由卒領伊族人劉俊・劉順・劉国安・劉四・劉国坐、船赴肆行偸窃。伊等於本月初七日、偸割身周会三地内高粱、経身弟周連順看見理阻、伊等恃匪、不説情理。……身等係経管青苗地畝人、随経身等向劉漢理講議賠、伊不但不認賠還、反手持鎌刀、在街海罵身等経管青苗地畝人。併声称如今賠補所偸禾稼、伊等必与身等拼命等語。身等情実難甘、叩乞仁天太老爺、俯准差拘訊究、以懲匪悪、以安農黎、実為徳便、上稟。

三　青苗会を構成する農民

表Ⅱは青苗会の会首・首事人及び看青に参加した農民の耕作規模と経営形態についての情報をまとめたものである。表Ⅱに示した土地(所有地或いは小作地)の広さは、ある庄の青苗圏内で看青に参加した耕作地の面積であり、経営の総面積を正確に反映していない場合も有り得るが、農民層の一定の傾向を表から読み取ることは可能である。

表Ⅱを見ると、以下のような三つの農民層を指摘することができる。

第一に、百五十畝前後から三百畝という規模の大きな耕作地を持つ農家である(4・10・12)。4の事例は不明であるが、10・12では耕作地は自家経営されていた可能性が強い。10の王文黄は監生、12の王景周は文童で、ともに学生の資格を保持しているが、耕作過程から遊離していなかったからである。王文黄は厚俗里南劉庄にある畑から麦子半畝分を盗まれ、南劉庄の看青人を訴えている。[1] また王景周は、「身(われ)の家の地畝、年に按じて俱(とも)に已に青苗圏内に開入し、庄衆に随いて畝に按じて差銭を攤給す」と述べている。[2] 彼らは、いずれも作物の管理に関与していた。

足立啓二氏は乾隆年間の山東省において、数百畝の経営地を窄戸と呼ばれる請負農と短工を指揮監督して耕作する経営体を紹介している。[3] またP・フォン氏は、一九三〇年代の河北・山東平原地帯において、数人の雇用労働者を使用して百畝から二百畝の土地を経営する農家層が存在したことを指摘している。[4] 同じ一九三〇年代において宝坻県下で行なわれた

農村調査では、「雇用労働者〔の使用〕による自作農」の平均耕作地面積を一三四・六畝と報告している。[5] 百畝程度から二、三百畝という耕作規模は、華北農村においては自家経営しうる範囲にあったと考えられる。

百畝前後の経営農の事例として監生張殿衡の場合を見てみよう。興保里黄庄に住む監生張殿衡は、北李子沽庄に九十余畝の土地を所有していた。この土地は「該庄〔北李子沽庄〕の各佃分種し、生〔張殿衡〕の家と分抽す」と分種経営が行なわれていた。分種の具体的な内容は不明であるが、張殿衡は「僱工」于奎を指揮して草刈りと家畜の放牧をさせている。また「僱工」于奎が北李子沽庄の看青人とトラブルを起こした際には、北李子沽庄の青苗会と交渉している。[6] 張殿衡の事例は雇用労働者を使用した自営農的色彩の強い分種経営である。

〈表Ⅱ〉 青苗会を構成する農民

名　前	居住地	土地[1]及び経営（所在地）	日時 年/月	史料[2]
○会首・首事人				
1. 馬歩瀛(生員)	好礼里大蘭各庄	——	道光 2/8	98
2. 劉恭	好礼里大蘭各庄	「工人」を使う	道光 2/8	98
3. 安士傑	得義里馬家庄	「種地35畝」	道光 27/3	209
4. 張義照	新得里溝頭庄	「種地150畝」	同治 7/8	158
5. 孫福仲	和楽里馬営庄	「僱工人」を使う	同治 8/9	229
○農民				
6. 曹天錫	好礼里荘頭庄	「僱工」2人を使う	嘉慶 20/8	122
7. 王謨	和楽里橋頭庄	「承種……地11畝」(五頭庄)	道光 3/5	126
8. 張玉珍	居仁里西河口庄	「地1段30畝」(黒狼口庄)	道光 25/8	127
9. 張振基	居仁里西河口庄	「租地20畝」	道光 30/8	131
10. 王文貴(監生)	厚俗里馮家庄	「種地3頃有余」(南劉庄)	咸豊 7/8	137
11. 王文宝	興保里翁子沽庄	「地2畝」(于家沽道の東)	同治 1/8	140
12. 王景周(文童)	城内	「種地1頃40余畝」(嘉善里堅庄と張各庄の41カ所に分散)	同治 5/7	141
13. 邳会儒	尚節里邳家舗庄	「地13畝」	同治 7/7	141
14. 楊応富	徳義里朱家舗方庄	「工人」を使う	同治 8/9	231

1) 看青に参加した青苗圏内に所在する耕作地面積である。
2) 『順天府檔案』の包号を示す。典拠とした訴状の提出者は以下の通り。1.「具窩旗人張盛公・民人陳君仲」 2. 同前 3.「具呈職員安士傑」 4.「具呈首事民人張義照」 5.「具呈首事民人単士亮・何有龍・単士相」 6.「具窩民人曹天錫」 7.「具状民人王謨」 8.「具呈民人張玉珍」 9.「具呈民人張振基」 10.「具呈首事民人張廷玉・張玉生・田万倉」 11.「具呈民人王文宝・青苗圏首事民人王文方・張士年・孫青山・王得功・王兆慶・孫秀・張士勲・王大成・王得信・王宗遠・孫福元・呉興・張士奇」 12.「具呈文童王景周」 13.「具呈民人邳会儒」 14.「具呈民人楊応富」

一方、表Ⅱにおいて2・5・6・14の農民は雇用労働者を使用している。羅崙・景甦両氏は、光緒年間の山東省全域一九一村の階級構成の考察において、一～三人の長工を使用する経営を「富農」と区分し、章丘県東矾硫村の考察ではこれを三十畝～六十畝の「占有地」を持つ農家としている。[7] また柏祐賢氏は、二十世紀初頭の河北省平原地帯では、「中農層以上の富裕農戸」は家族労働に加えて、臨時雇い（短工）或いは常雇い（長工）の雇用労働力を必要としたことを述べている。[8] 表Ⅱのなかで雇用労働者を使用する事例は、こうした農家に準じて考えることができよう。

以上のように、まず百畝乃至はそれ以上の耕作地を持つ経営農、或いは雇用労働者を使用する農家が認められる。

第二は、三十畝前後の経営規模の農民である（3・8・9）。これらは、家族労働力によって維持される耕作規模である。例えば李三謀氏は乾隆年間における華北の「自作農」一戸の可耕面積を三十畝としている。[9] 十九世紀の直隷省平原地帯における家族農民の再生産規模は三十畝から五十畝であった。[10]

家族経営規模の農家の事例として、尚節里苑家庄の農民張進禄の場合を見てみよう。張進禄は、首事人王君恒を、「六歳口の草驢一頭、年半の小草驢駒一頭、……連棚内の鋤二張、鎬（くわ）一張を拿（もち）去れり」と訴えたが、これに対して王君恒は、張進禄が「種地三十畝」を持つにもかかわらず、「差務」（差徭、地方政府が経費の不足分として徴収する負担）を支払わないと反訴している。張進禄は家畜二頭と農具を備え差徭を負担する農民だったことがわかる。[11] また和楽里賈家庄の寡婦劉劉氏は、夫の死後「交租地七段三十七畝」を族叔・族弟・堂叔など夫の同族四人と分種している。[12] これは同族の男子労働力を利用した耕作と考えられる。

第三は、十畝前後或いはそれ以下の経営地しか持たない農民である（7・11・13）。彼らは経営地の耕作に加えて、何らかの生計の補塡手段が必要だった。

光緒年間の山東省一四一ヵ村における、短工の土地保有と副業の状況に関する羅崙・景甦氏の調査によれば、「保有地」が二十畝以下になると行商・運輸労働などの副業が必要となり、十畝以下ではその傾向が著しくなる。[13] また、長工・短工

の雇用労働者は、農村における零細経営の一転化形態であるが、経営規模が十畝以下になると耕作農民としての実体を喪失して、副業従事者、雇用労働者としての性格を強めるとみられる。[14]

表Ⅱにおいて、王謨(7)の耕作地は十一畝、邵会儒(13)は十三畝で、彼らは副業をともないつつも、辛うじて自己経営地の耕作に依存し得る農民であったと考えられる。

以上の考察によって、青苗会を構成した農民の耕作規模と経営形態を提示した。看青の活動には、経営農と家族農民を含めた多様な耕作規模の農民が参加していたことがわかる。

ところで、これらの農民のなかで、看青の活動の中心となったのはどの階層だったのだろうか。今一度表Ⅱを見てみよう。会首・首事人は、第一・第二の農民層——雇用労働者を使用する比較的裕福な家族農民及び百畝以上の土地を経営する農家、或いは家族労働力により再生産可能な経営規模の農民である。また表Ⅱ全体においても、これらの農民層が多数を占めている。農村において青苗会の活動を必要としたのは、これら安定的な農民層であったとみられる。

このことは、作物の盗難が農村の貧困な人々によって発生していること[15]、また看青の活動は経営地の耕作に依拠して再生産しうる階層の利害を体現していたことからも知り得る。

例えば、尚節里商王店庄の劉発は、収穫後の畑で玉蜀黍八個を拾い、首事人から罰金十五吊を科され、さらに巡青人と首事人によって、自家の穀物や金銭を持ち去られてしまった。劉発は次のように訴えている。「身実に家寒く身を措くに難し。……〔巡青人と首事人は〕身の家の糴買せし紅高粮四斗を将て搶去す。又身の零星に掙来し工銭四吊四百五十文、身の妻の陸続として撿拾せし遺穂一平筐を将て全て搶去を行ない、一家食無きを致す」[16]。劉発一家は「工銭」（雇用労働による賃金）と落穂拾いによって生計を維持する貧困な農民であったことがわかる。首事人は彼が畑で玉蜀黍を拾った行動を、「盗み」として罰している。

また和楽里馬営庄では、単王民が娘を連れて摘み残された玉蜀黍十六個を採取し看青人に捕えられた。首事人の単士亮

は「単王氏は遺落の玉黍を劈拾するに係り、未だ多く罰するに忍びず」と述べている。単王氏は期限がきても罰金八吊を支払うことができず、四吊に減額してくれるよう懇願している。[17] これらの事例は、看青の活動が、収穫後の落穂拾いや作物の採取に依存する必要のない、耕作農民としての実質を備えた階層の利益に沿ったものであったことを示している。

以上のように、農村において看青の活動を必要としたのは、経営地により再生産しうる家族農民及び雇用労働者を使用する農民、百畝以上の経営農などであった。華北農村におけるこれらの安定的な小農民層と自家経営層を中核として青苗会は組織されていたのである。

① 順天府一三七「咸豊七年八月　具呈首事民人張廷玉・張玉生・田方倉」
切。監生王文黄、呈控看青人康瑞与身等並不認賠伊丟失禾穂等情一詞、現蒙批示、飭査在案、身等理合訴明。情縁。王文広在身等圏内種地三頃有余、身等圏庄僅在伊圏種地二十余畝、向来旧章、彼此均不出看地青銭、亦不随同辦理各差、由来已久。……

② 順天府二三一「同治五年八月　具呈文童王京周」

③ 足立啓二「清代華北の農業経営と社会構造」『史林』六四―四　一九八一。

④ 前掲 Huang 著 chap. 4, 8, 9.

⑤ 満鉄冀東地区農村実態調査班『冀東地区内農村産業特別調査報告書』「宝坻県に於ける土布工業」一九三六。

⑥ 順天府一〇二「咸豊七年八月　具呈監生張殿衡」
切。生有祖遺坐落北李子沽庄民地九十余畝。該庄各佃分種、与生家分抽。自道光三十年至今連年災歉、永未分抽。今歳稍有晩田、尚未成熟、生着傭工于套等赶車赴地、割草焼用、喂養牲口。適遇北李子沽庄看青人劉永会・賈二、将生車馬硬赶伊庄、交入青苗会中。……

⑦ 羅崙・景甦『山東経営地主経済研究』第八章　斉魯書社　一九八四。

⑧ 柏祐賢『北支の農業経済社会―その構造と展開』（著作集二）一七～二三頁　京都産業大学出版会　一九八五。

⑨ 李三謀「清代北方農地利用的特点」『中国社会経済史研究』（厦門大学）一九八八―三。

⑩ 拙稿「清代華北における直接生産者の一側面―民間宗教の伝播からみた農村社会」『名古屋大学東洋史研究報告』一三　一九八八。

⑪ 順天府一一六「咸豊四年四月　具呈民人張進禄」
順天府一一六「咸豊四年四月　具呈民人王君恒」
情縁。身庄差務、向按厘股攤辦、自去歳遵奉明示、閣庄公議、按地攤差、惟有張進禄種地三十畝、分文不出、至今拖欠、有辦公賬簿可覓。

⑫ 順天府一〇三「同治二年九月　具呈民婦劉劉氏」
……氏故夫有応分交租地七段三十七畝、坐落本庄西北等処、又小園地一段半畝。……氏将各地交与族叔劉文仕・劉文発・族弟劉毛児・堂叔劉文仲等分種。

⑬ 前掲羅崙・景甦著　第七章。

⑭ 前掲拙稿。

⑮ 例えば、順天府一三〇「道光四年七月　具状民人馬敬斎・張振生・張天如」

緑。今歳秋成、馬鉉等経管青苗地畝、僱人看守禾稼。……馬鉉所種之地、……伊地内蘧黍丟失、原係貧難婦女及孩童們採摘。伊疑馬鉉等架唆偸窃、以致互相呈控。

⑯ 順天府一三七「咸豊五年八月　具呈民人劉発」

……身在地拾有逗下小玉黍八個、被巡青人李茂春看見、将身送至本庄廟内。経首事人李文伴罰身東銭十五吊。身実係家寒難措身、又非偸窃。不意巡青人李茂春・王文義、同首事人李文伴、将身家糴買紅高粮四斗搶去、又将身零星掙来工銭四吊四百五十文、身妻陸続撿拾遺穂一平筐、全行搶去、致一家無食。

⑰ 順天府二二九「同治八年九月　具呈首事民人単士亮・何有龍・単士相」

緑。……八月初三日、有本庄単王氏領同小女赴地、将遺落玉黍劈去十六個、当経巡青人看見、向首事孫福仲告知、随経孫福仲邀集、身等議罰。其孫福仲堅欲罰銭十六吊、身等因単王氏係劈拾遺落玉黍、未忍多罰。是以罰銭八吊。単王氏向身等言明彼時無銭、応許九月二十六日必交、身等応允。昨届交銭之期、単王氏因家寒、復向孫福仲及身等、婉言哀懇、……身等因伊哀求、遂着伊交銭四吊。

四　青苗会の領域

(1)　青苗会が成立する範囲―「庄」―

青苗会が行なう作物監視の活動は、青苗地賬に記入された農民の耕作地について行なわれ、青苗圏という監視の領域を形成していた。

青苗会が結成される範囲については、先に「身庄、秋成の際に届く毎に、青苗の地規を公立す」「身庄、歴年の秋間において……人を雇いて地畝の禾稼を看守せしむ」とあった。青苗会と看青が「庄」において組織されたことがわかる。

それでは、この「庄」とは農村のいかなる領域だったのだろうか。宝坻県刑房檔案の訴訟文書の冒頭には、必ず呈状或いは訴状を差し出した者の名前と年令、その住址が記されている。この住址には「好礼里大藍各庄」などとあり、「庄」は「里」の下にある区画だったことがわかる。

「里」と「庄」は、十九世紀の宝坻県における在地の統治にあって、実際に機能していた行政区画である。宝坻県下の

「里」は、税糧の徴収及び治安管理のための行政単位となっており、各里には一名から数名の「郷保」が置かれていた。[1] その役目は「郷保の一役、地方を稽察し租糧を承催するの責有り」とされ、[2] 就任と交代の際には知県へ稟文を提出し知県の承認を受けた。[3] また「庄」には「牌頭」（牌は保甲制の最末端単位で、制度的には十戸とされる）と「甲長」（甲は十牌で編成される単位）が置かれていた。牌頭と甲長は、「戸口の稽査」及び邪教の摘発など農村における治安維持の役目にあたり、[4] 命案が発生した場合、郷保を扶けて事件の詳細を県政府に報告する責任を負っていた。[5] このように「庄」は、牌頭・甲長が活動する在地の領域であり、宝坻県における治安行政の末端区画であった。

この「庄」と自然聚落との関係は必ずしも明確ではない。しかしおよその見当をつけることができる。乾隆十年刊『宝坻県志』巻六郷圖には、在地農村の行政区画（四郷、二十里、四十五保、九百十荘）が記載されている。刑房檔案に記された「里」の名称は、『県志』が記載する「里」のなかで確認することができる。また『県志』が記す「荘」は、牌甲の編成に沿って記載されたもので、[6] 保甲制の末端区画を示している。刑房檔案の「庄」の名称もこの「荘」のなかに見いだすことができ、「荘」は「庄」と対応していると見なすことができる。

『県志』の記載では、一つの「保」（十甲で編成される保甲制の単位で、制度的には千戸）は十から四十の「荘」から成り立っている。「保」との対応関係から見た場合、「荘」の実体は百戸から数十戸の単位であったと考えられるが、この「荘」の規模は、二十世紀初頭の農村調査が報告する「村落」の戸数とほぼ一致している。[7] 「庄」を構成した聚落もこれに準じて考えることができよう。

以上のように、「庄」は治安行政の末端として県政府が捕捉した農村の領域であった。実体としては、数十戸から百戸程度の単位であったと推測される。青苗会と看青の協同行動は、まずこの「庄」の範囲において組織された。

(2) 青苗会が成立する範囲—「庄」を越える結合—

作物監視の範囲は庄を基本としていたが、農民の居住と耕作地の配置によって必ずしも一つの庄に限定されなかった。一つの庄のなかが複数の看青の区域に分かれていた場合があり、また逆に数個の庄が一つの青苗会を組織する場合もあった。例えば、道光二十五年五月、得義里朱家舗庄は「身庄の四圏の地畝、合して一圏と為す」と、従来庄のなかに存在した四つの青苗圏を一圏としている。[8] 同治五年七月、嘉善里堅庄では「身庄、張各庄とともに両庄青苗圏を公立す」と二庄で一つの青苗圏を形成していた。[9]

青苗圏が組織される範囲或いは看青の活動は、しばしば庄を越えて現われている。例えば嘉慶十七年八月付けの訴状は、好礼里の小藍各庄・左家庄と務本里の苑家庄・千仏頂庄の四庄が一つの青苗会を形成していたことを伝えている。「今歳の秋成において、原より千仏頂庄、身等小藍各庄・左家庄・苑家庄と四庄共に青苗一会を立つるに係る。……身等三庄、千仏頂庄を相離ること三四里不等なる有り」。[10] この青苗会は異なる里と庄にわたって組織されていた。このなかの小藍各庄・苑家庄・左家庄の三庄は、道光四年四月に至ってもなお一つの青苗会を形成していた。「身庄〔小藍各庄〕、苑家庄・左家庄と公同に議して青苗地賬を立つ。各庄一本あり」。[11] 青苗地賬は各庄ごとに備えていた。

嘉善里于各庄の青苗会は、西庄・王家庄・東庄・戴家庄とともに「〔咸豊〕四年の間に、五庄議して字拠を立て」、この規約に従って看青の活動を運営していた。于各庄の青苗地賬には、西庄・王家庄・東庄・戴家庄の四庄の農民の「種地三十余頃」が記入されており、于各庄の青苗首事人はこれら五庄の看青の中心となって青苗銭の額を決定し徴収した。[12] また尚節里の郭家庄・高褚庄・頌洵庄・標家店・何辛庄は「原より一圏に係る」と、一つの青苗圏を形成していたが、同治三年、郷保邵寿枝の仲介によって各庄が各々別個に看青を行なうことを取り決めている。[13]

以上のように、青苗会が組織される範囲や看青の活動は一つの庄に限定されなかった。青苗会及び看青の活動が、庄の

領域を越えて組織される理由を考えてみよう。

先に見た于各庄の青苗地賬には他の四庄の「種地」（耕作地）三十余頃が記入されていた。このようにある庄の青苗圏内に他の庄の農民の耕作地が混在していた。

例えば、i興保里貉子沽庄の農民王文宝は「于家沽道の東に坐落するの地二畝」を所有していた。彼の土地は貉子沽庄の青苗会において看青が行なわれた[14]。ii居仁里西河口庄の農民張玉珍は、黒狼口庄の西に三十畝の土地を所有していた。この土地は「黒狼口庄の地畝賬に入れ看青」していた[15]。iii尚節里戸路庄の農民王槐は、王家窪に坐落する「交租の官地一段」を耕作していた[16]。iv承化里陳家庄の農民蘭邦俊は、「工部庄の南に坐落し地主に交租するの地畝」を耕作していた。この土地は陳家庄の経管地畝人のもとで看青が行なわれていた[17]。v務本里苑家庄の農民孫富貴は、六戸庄の青苗圏内に耕作地を持っていた[18]。vi尚節里孫家庄の農民張福安は、「趙家排庄の青苗圏に坐落するの地」を「典買」し、趙家排庄の経管青苗首事人に青苗銭を支払っていた[19]。

これらの事例では、農民が居住する庄と耕作地（自作地、小作地、承典地）が所在する庄が異なっている。そうした場合における作物の監視は、農民が居住する庄の青苗会で行なわれるもの（i・iv）と、耕作地が所在する庄の青苗圏で行なわれるもの（ii・vi）とがあったことがわかる。また農民が居住する庄と耕作地の所在とが乖離するという事態は、小作関係の締結（iii・iv）、及び土地売買や小作権の移転（vi）によってもたらされている。

このように耕作地が農民の居住する庄から離れることが増えると、ある庄の青苗圏内に外庄の農民の耕作地が多く含まれるようになった。光緒年間の直隷省正定県では、各「村」の総土地面積に「外村寄種」の土地が占める割合が五～十%にのぼっている[20]。宝坻県の状況は次のようであった。

好礼里藍各庄では、「本庄人にして本圏の地畝〔藍各庄の青苗圏内の土地〕を種（たがや）す者、青銭は庄の首事人の経管に帰す。外庄人にして本圏の地畝を種す者、青銭は看青人の討要（もとめ）に帰す」ことになっていた[21]。尚節里馬各庄の青苗会の会計収入は、

馬各庄内にある青苗圏地三十八頃余から徴収される青苗銭、及び「外庄の帮貼銭」（外庄にある馬各庄の農民の耕作地と馬各庄内にある外庄の農民の耕作地の青苗銭を清算したもの）から成っていた。[22]

以上のように、農民の居住と耕作地とは一つの庄で完結していなかった。こうした農村の状況を背景として、居住と耕作が密接に交錯し合う幾つかの庄が、一つの青苗会を結成していたのである。[23]

青苗圏は、青苗会の構成員の土地の集積であり、地賬に記入され青苗銭を支払った土地の総体だった。以上で見たように、この領域は地理的な一円性を根拠として成立しているのではなく、耕作者が変更することによって絶えず変動する性質のものであった。従って、耕作地が農民の居住する庄から離れ、また異なる庄の農民の耕作地が相互に交錯することによって、看青の領域も広がったのである。

① 前掲 Huang 著。Chap. 13 参照。乾隆十年刊『宝坻県志』巻六では、各里に一名～四名の「郷長」と「保正」を記す。

② 順天府一一七「同治八年十二月　具稟捕頭張永貴」

③ 前掲 Huang 著。Chap. 13 参照。順天府八七～九四には郷保・首事・書手の就任と交代を申請する稟文が多く収録されている。

④ 戸口の稽査については、順天府一一三「嘉慶年間　具稟尚節里史各庄甲長楊守富」情因。身係本庄甲長、凡一庄戸口均係身稽査。今年七月間、有陳家庄朱玉要在身庄楊士信之家局賭、身与牌頭李守慈一同攔阻、事遂未行。

邪教の摘発については、順天府二四七「道光十二年二月」具結状進賢里郷保韓玉山・大口屯鎖牌頭頓文明・高起・王明、□与結状事、依奉結得。身等所管村庄、並無演習邪教、暨外来面生可疑之人。……出具結状是実。

⑤ 順天府二〇〇「嘉慶二二年七月　具稟尚節里郷保邵輔堂、何辛庄甲長何起福、牌頭閻成魁、左隣田自有、右隣張広仁」

切。於本月初二日、日暮時有身郷保所管何辛庄甲長・牌頭等、到身家云称、伊庄有賈明発之母柴氏現年七十五歳、失足墜落伊本家後園井内身死等語。身郷保同身等牌甲斉到井辺査看。……事関命案、身等理合報明。

⑥ 乾隆『宝坻県志』巻六

明志里屯三十有二、荘百十八。康熙年志、則二十里中、為荘百有二十。里雖減而荘数猶不甚相遠耳。……而近日按編牌甲、乃至九百一十〔荘〕之多。豈前志之多漏歟。抑或有一荘而数名与。夫小村野落、今皆以荘目之歟。非也。里以土著為限、故見少。荘則合旗民而羅布焉、故見多。

また「荘」は「保」のもとに配列されている。

⑦ 福武直著『中国農村社会の構造』三七八頁　東大出版会　一九七六。

⑧ 順天府一〇〇「道光二五年五月　具状民人孫錫五」

切。身庄四圏地畝、合為一圏、有首事人輪流値年経管、按地出銭、修補窩頭河堤埝。道光二三年、係宗連値年、楊成玉代管地賬、至

今並不清算。今歳応身値年、因看青人孫応臣年老脱懶、不肯再雇。不意楊成玉瞋身催伊算賬、懐忿架唆。……

⑨ 順天府二三一「同治五年七月　具呈文童王景周」

⑩ 順天府一五三「嘉慶一七年八月　具稟旗人馬錦　住好礼里小盞各庄民人楊存仁　住好礼里左家庄　民人劉国才　住務本里苑家庄」

⑪ 順天府一三〇「道光四年七月　具状旗人馬錦」

⑫ 順天府二二三「咸豊七年四月　具呈民人王長発」

切。……経身説合侯後、仍照咸豊四年写立章程字拠辦理。此青苗会地賬内、有西庄・王家庄・東庄・戴家庄伊四庄共種地三十余頃。去歳秋後毎畝議攤東銭六成三厘、伊四庄嗷有繁言、均攤攤多不給、因身係原説合人、兼之〔咸豊〕四年間五庄議立字拠、在身手内収存、各庄找身理問、又兼本庄首事劉化一・孫印堂等、煩身復説、着身向各庄説明。……

⑬ 順天府二二七「同治四年五月　具稟尚節里郷保邱寿枝」

緑。郭家・楮高等庄、与頃洵庄原係一圏、係旗人呉秉恒経管。去歳呉秉公等、因圏地窄控、経身与伊等各庄分開、各立各圏、各管各地、均不許攙越、稟覆完案。……

⑭ 順天府一四〇「同治元年八月　具呈民人王文宝　青苗圏首事民人王文方・張士年・孫青山・王得功・王兆慶・孫秀・張士勲・王大成・王得信・王宗遠・孫復元・呉興・張士奇　均住興保里翁子沽庄」

切。身王文宝、有坐落于家沽道東地二畝、与王克明之地毗連。不料於八月十二日、被王克明将身王文宝地内紅高粮偸窃二百二十余穂。……経身王文宝等告知経管青苗圏地首事人、一同向伊理論。……

⑮ 順天府一二七「道光二五年八月　具呈民人張玉珍　住居仁里西河口庄」

切。身有地一段三十畝、坐落黒狼口庄西、向来入黒狼口庄地畝賬。看青周老・梁国旺管看、身歴年按地畝出銭。

⑯ 順天府二三一「同治七年十月　具呈民人王槐　住尚節里戸路庄」

情緑。身家有交租官地一段、坐落王家窪、与張起之地毗連。因去歳此地被水淹没、地界不清。……不意於七月二十九日、被張起将身地内高粮偸砍去一百八十一穂、……身将伊送会議罰。

⑰ 順天府二一二「道光十五年　具状民人關邦俊　住承化里陳家庄」

切。因身有承種坐落工部庄南、与地主交租地畝。向係身庄管理地畝人経管、不与工部庄相干。

⑱ 順天府一四〇「同治三年七月　具呈民人艾維秀　住務本里六戸庄」

情緑。孫自寛之子孫富貴、伊係苑家庄人、在身庄圏内種地。……身姪与身弟幼無知、誤将孫富貴地内菜豆角摘取二十一根、……将身姪・身弟拉在郭家庄廟内議罰。

⑲ 順天府二二一「咸豊五年九月　具呈民人張福安　住尚節里孫家庄」

切。身有典買坐落趙家排庄青苗圏地、歴年係趙家排庄経管青苗地畝首事人、向身攉要青銭。今歳大秋、伊庄青苗地畝、毎畝按三成七厘攉銭。

⑳ 前掲中村哲夫著　一三九頁。

㉑ 順天府一〇三「同治二年九月　具呈旗人趙明」

㉒ 順天府一五六「同治四年十二月　具呈首事民人薄鳳祥・旗人劉永芳」

情緑。身庄青苗圏共地三十八頃零、毎畝攤銭三百三十五文、共攤銭一千三百零九吊。又外庄幇貼銭二百八十吊、内除共用銭八百四十一吊、浄存銭七百一十五吊、身庄商議留為僱人支更、並庄中団綵花費。

㉓ 註⑲の事例では、各庄が青苗圏を分離した後も高楮庄の農民楮昆が耕作地の所在する庄で看青を受けることを主張して訴訟を起こしている。

順天府二二七「同治四年五月　具呈民人楮昆」〔郭家庄・高楮庄・頃洵庄〕各首事、已将両庄〔標家店・何辛庄〕地畝議出。惟高楮庄与郭家庄搭辺種地、応互相管看。〔郭家庄青苗首事人〕葉永太等已允。各庄の農民の耕作地が相互に入り組んでいたことがわかる。

おわりに

以上、清代の青苗会の存在形態について、看青の活動の実態、参加した農民、青苗会が組織された領域に渉って考察してきた。青苗会を形成して行なわれる集団的な作物監視の活動が、既に十九世紀において存在していたことを跡付けられたと思う。

「看青会・青苗会等の団体をつくり、その団体を通して見張人をえら」ぶ①という看青の形態は、近代において農村の治安が悪化し窮乏する以前から、在地の協同の慣行として行なわれていたと言えよう。本文中では、こうした作物の監視活動がいつ頃始まったのか、明確にし得なかった。しかし、青苗会の運営の中心となったのが、数人の雇用労働者を使用する自営農及び三十畝程度の経営規模の家族農民であったことから、清代の華北農村において、こうした経営形態と耕作規模を持つ農民層が、多量に形成されてきた時期②と青苗会の活動は関連しているものと考えられる。

それでは、清代において看青の活動を運営した青苗会は、どのような団体だったのだろうか。以下、本文中の考察で得られた知見から、その性格についてまとめてみたい。

青苗会は、先に触れたように雇用労働者を使用する自営農及び家族経営農民、即ち農村における耕作者としての実質を備えた農民を運営の中心とした団体で、農民の居住と耕作地の配置と密接に結びついて、一つ或いは複数の「庄」の領域で組織された。その主な活動は、看青人を雇用して協同で作物の盗難を監視し、盗難が発生した場合賠償することだった。作物を盗んだ者には罰金を科して処罰した。すなわち、青苗会では、農民の居住と耕作地の所在する区域のうえに、農作業の最終過程と結びついて行なわれる看青の業務について、協同の関係が形成されていた。また、看青の業務が遂行され

る過程では、構成員の利益を維持するうえで必要な制裁(盗んだ者を処罰する)が行なわれた。こうした青苗会の組織と活動の在り方には、農民の居住及び生産と結びつき、生活を営むうえでの諸関係が取り結ばれる集団(「村」)[3]という内容を見いだすことができる。

しかしその一方で、そもそも青苗「会」という名称に示される如く、地縁的集団(「村」)とは異なる在り方も見られた。まず青苗会が組織されるのは、毎年初夏の収穫の半月及び秋の収穫の二ヵ月であり、この期間が終われば農地への立ち入り制限などの規制は解除された。また作物の監視活動への参加は、青苗地賑への記入と青苗銭の負担によって示され、任意であった。地賑への記入によって形成される看青の領域も地理的一円性を持たなかった。さらに青苗会の活動は作物の監視業務に限定されており、水利や廟の祭礼など、農民の生産や生活の維持と関わる、その他の協同の業務は含まれなかった。こうした青苗会の在り方は、特定の目的を行なうために、必要な期間のみ組織される、任意参加の団体(「会」)[4]としての特徴を示していると思われる。

少なくとも、農民の居住と耕作地と結びつき、農作業の最終過程で行なわれる看青という協同の活動は、青苗「会」という形態において遂行されたと言うことができる。

以上のような清代の青苗会の在り方から、近代において看青を運営した団体の理解について、次のような見通しを得ることができるのではなかろうか。

二十世紀初頭の河北省順義県沙井村では、青苗会は「村の公的な仕事をする機関」であったことを旗田巍氏が述べている。青苗会は「村の公共事業」として、看青を行なう他に、県政府が科派する「攤款」(県及び警察に上納する不定期の負担金)の徴収も行い、行政が農村に関与する受皿としての役割も果たしていたとされている。[5]また平野義太郎氏は、村人の意識のなかで、廟産や井戸の管理、道路の修築など「村」全体の事業を行なう「公会」と、青苗会は混淆していたと述べている。[6]従って、近代における看青は地縁的団体(「村」)の業務の一環となっており、青苗会の業務の内容と農村における

役割は、清代のそれとは異なるものとなっていたと見られる。

しかしその一方で、青苗会或いは「公会」を行政機関とする近代の「村」は、地理的領域があいまいで、村人の帰属意識も不明確であったことが指摘されている。⑦そうした集団の範囲を捉え難い近代の「村」の姿は、協同の業務という必要性の周囲に結集された「会」の様相に近似しているのではなかろうか。近代において生活と生産の場となる集団に、人と土地が帰属する方式を、青苗会が本来持っていた「会」としての特性から理解していくことも可能であると思われる。

なお本稿では、農村社会の基層を形作った団体として青苗会を取り上げたのであるが、宝坻県下の農村には、この他に「廟会」（地域の廟の祭礼を運営する団体）、「車会」（差徭を徴収するための団体）、「庄」などの団体が存在していた。⑧宝坻県における在地農村の姿は、これら諸集団の実態とも合わせて見ていく必要があるだろう。例えば、県政府が経費の不足分として農村に賦課した差徭は、十九世紀の後半以降、「庄」及び青苗会の活動のなかで、同時に徴収されたことを示す事例が現われている。⑨従って、在地社会の仕組み、及びそれに対する県政府の関わりなどを見ていく際には、青苗会と合わせて、諸団体の動向を考察することが次の課題となるだろう。

以上で述べた近代への変化を念頭におきつつ、今後、華北における在地の実態について考察をすすめ、当該地域の農村社会の特質を明らかにしていきたいと思う。

① 前掲旗田著　第六章。
② P・フォン氏は、清初の小土地所有者が分解し、十八世紀の末までに、百畝～二百畝の土地を数人の雇用労働者を使って自家経営する農民層が形成されたとしている（前掲 Huang 著 cp. 5）。
③ 浜島敦俊「中国中世における村落共同体」『中世史講座』二　学生社　一九八七。
④ 佐々木衛著『中国民衆の社会と秩序』二五頁　東方書店　一九九三。
⑤ 前掲旗田著　第五章。
⑥ 前掲平野著　一八七頁。
⑦ 前掲旗田著　第五章。
⑧ 例えば「廟会」は、順天府九五「具窠蒭州三谷口庄貢生謝龍元、打魚庄監生王克明・王大、郎庄民人張顕臣、宝坻県三谷口庄民人鄭徳全・方耀・宗単、街子庄民人鄭国瑞、小劉家庄民人董聖言、苑寮庄民人高元」切。因蒭運河南三谷口庄娘娘廟、歴年于四月初一日、演戯慶賀娘娘聖誕□□□□、倶係身等河南・河北二十余庄承辦。外有附近各村随同慶賀。……「車会」は、順天府二四八「嘉慶十五年三月　具呈

閻崇義　與保里閻皮庄」切。身庄原在車会、内出股三厘、幇辦差務、従未誤公。……とある。

⑨　次の事例では、看青の活動が、「庄」全体の事業や差徭の徴収と合わせて行なわれており、また、そうした活動に牌頭・甲長が関与している。

順天府二三一「同治二年六月　具呈民人王福林」情緑。……身庄圏地四十頃零、毎年毎祉出東銭一百文、共攤銭四百余吊。牌甲催攤、交値年首事、辦理車馬各差・修道・搭塩花用。……現蒙表飭辦理車差、郷保催令牌甲要銭、身子等問〔値年首事〕係仁斎、共攤銭四百余吊。除看青工銭九十吊、立青苗会席銭二十吊、下存銭二百九十余吊、理応辦差。……

（名古屋大学大学院研究生）

The Ch'ing-miao-hui 青苗会 in Ch'ing Peiod in Rural North China: The Case of Pao-ti-hsien 宝坻県, Shun-t'ien-fu 順天府, after the Chia-ch'ing 嘉慶 Era

by

ODA Noriko

Crop watching (k'an-ch'ing 看青) was managed by a crop watching association (Ch'ing-miao-hui 青苗会) in the Ch'ing period. The organization of k'an-ch'ing was cooperative, and was formed in the process of farm work.

The Ch'ing-miao-hui, whose leading members were farmers that employed wage labor and well-to-do peasant families, were organized either within a single village (ts'un-chuang 村莊) or across the borders of several villages. The Ch'ing-miao-hui can be described in two different ways. On the one hand, their organization was similar to that of a ts'un (village community) in that it was territorially defined; a k'an-ch'ing community included both residences and their associated fields. On the other hand, Ch'ing-miao-hui resembled voluntary associations, or hui 会. Organized crop watching took place only during the harvest season. Furthermore, some villagers within a given ts'un-chuang did not take part in the association, and the area covered by the Ch'ing-miao-hui was not necessarily coextensive with that of village.

Crop watching was organized by the crop watching association from at least the early nineteenth century. The role of the association in rural society underwent a transformation, however, between the Ch'ing and modern periods.